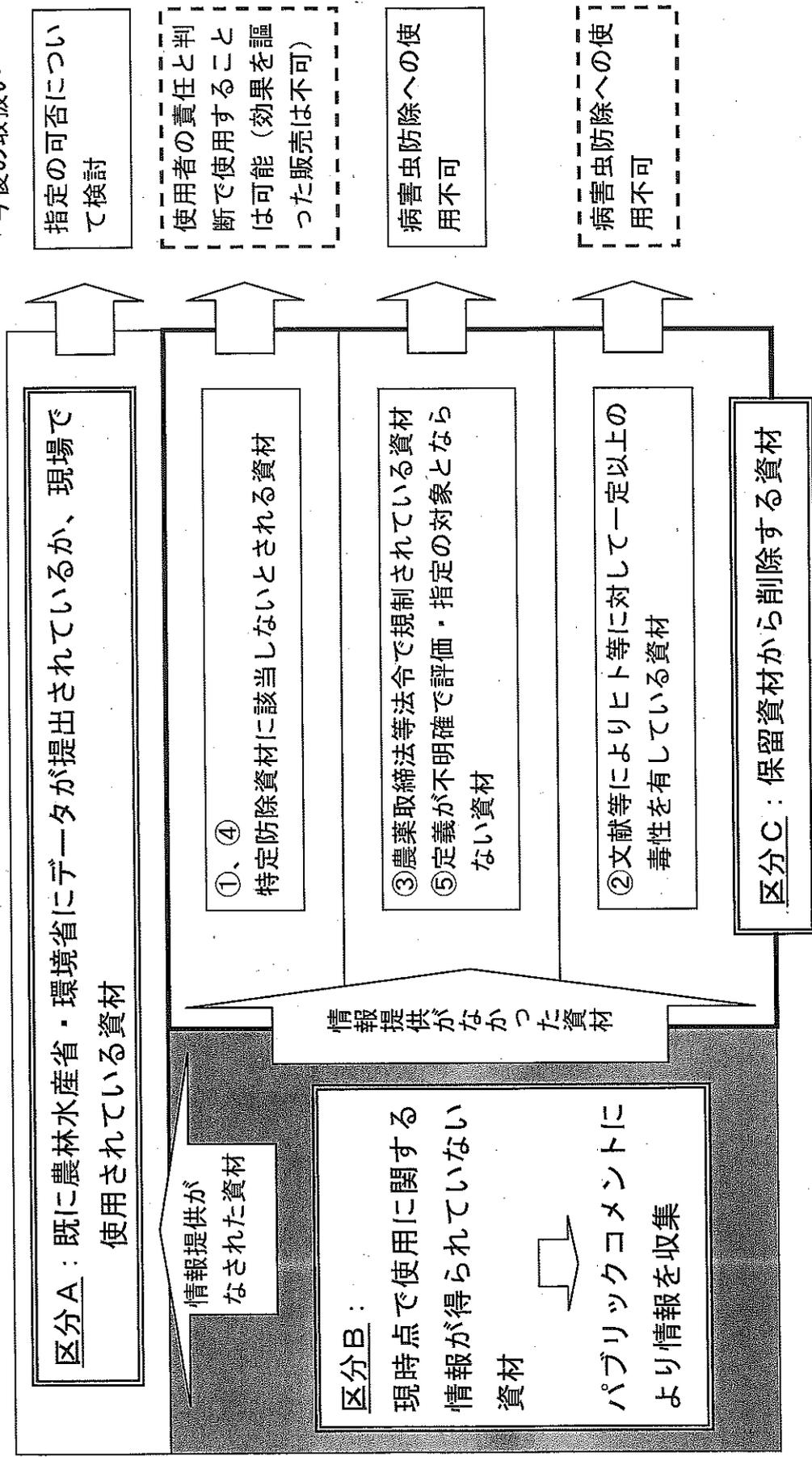


区分とその取扱い（概念図）



※ 取扱いが点線で囲まれている資材については、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討。

【区分A】 26資材

- (1) インドセンダンの実・樹皮・葉
- (2) ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)
- (3) ヒノキの葉
- (4) ヒノキチオール(ヒノキ科植物から水蒸気蒸留)
- (5) ホソバヤマシゾ(シソ科)
- (6) 木酢液
- (7) 竹酢液
- (8) 片栗粉(ばれいしょデンプン)
- (9) コーンスターチ
- (10) 米デンプン
- (11) 麦デンプン
- (12) ショウガ
- (13) 焼酎(泡盛)
- (14) 糖蜜
- (15) ワサビ根茎
- (16) ニンニク根茎
- (17) ネギの地上部
- (18) ヒバ油(ヒノキチオール)
- (19) 食用天然ハーブ精油
- (20) 陳皮(ミカンの皮)
- (21) イギス海藻(サンゴ海藻)
- (22) 月桃(ショウガ科ゲットウ)
- (23) 糖類
- (24) 酸性電解水
- (25) メチオニン(アミノ酸)
- (26) デキストリン

【区分B】148資材

- (1) イチジク樹液
- (2) オクラ(木本性植物(野菜のオクラではない))
- (3) カキ殻
- (4) 柑橘類(オレンジ・グレープフルーツ)種子
- (5) ステビア(ギク科の甘味植物)
- (6) 茶の葉
- (7) 肉桂・桂皮(ニッキ・シナモン)
- (8) 灰(原材料:カシの葉)
- (9) 灰(原材料:もみ殻)
- (10) ヒバ木材
- (11) ペパーミントの葉
- (12) 粗穀酢液
- (13) ヤマイモキチナーゼ
- (14) ユーカリ油
- (15) レモングラス(イネ科)
- (16) 苦棟(クレン:センダンの樹皮)
- (17) 木酢タール
- (18) グレープフルーツの種子
- (19) ビール
- (20) コーヒー粕
- (21) コーヒーの実
- (22) アゼツシマミミズ
- (23) イタドリ
- (24) イチョウ
- (25) ウコン
- (26) オウゴン(シソ科コガネバナの根)
- (27) オオバコ
- (28) カッコン(マメ科クズの根)
- (29) 活性炭(原材料:おがくず)
- (30) 活性炭(原材料:もみ殻)
- (31) 活性炭(原材料:ヤシ殻)
- (32) 甘草(マメ科カンゾウ)
- (33) クララ(苦参)
- (34) ゴマ油
- (35) 山椒葉
- (36) シルクパウダー
- (37) スギナ
- (38) セイロンシナモン
- (39) 赤色イオウ細菌
- (40) センブリ(リンドウ科)
- (41) ダイオウ(大蒜(タデ科))
- (42) チョウセンニンジン(根茎)
- (43) チョウセンニンジン(葉)
- (44) トウガラシ果実
- (45) ドクダミ

- (46) ナツメ
- (47) ナンテン
- (48) 乳酸菌
- (49) ハッカ
- (50) ハマスゲ
- (51) ヒノキ
- (52) ヒバ
- (53) ひまし油
- (54) ビワの葉
- (55) プロポリス
- (56) ペニシリウム・ピラーイ菌
- (57) ホッキ貝貝殻
- (58) マタタビ果実
- (59) 黄柏(ミカン科キハダの樹皮)
- (60) 黄蘗
- (61) 黄連(キンポウゲ科オウレンの根)
- (62) 黄芍
- (63) 海人草(かいにんそう: ふじまつも科)・マクリ
- (64) 鬼杖根
- (65) 香甘菊
- (66) 山麻杵
- (67) 紫草(シソウ: ムラサキ科ムラサキ)
- (68) 小通草(ショウツウソウ)
- (69) 松節油
- (70) 石椒草
- (71) 蒼朮(ソウジュツ: キク科ホソバオケラの根)
- (72) 大血藤
- (73) 丹参(タンジン: シソ科)
- (74) 当帰(セリ科トウキの根)
- (75) 半夏(ハンゲ: サトイモ科カラスビシャクの根)
- (76) 番椒(バンショウ)
- (77) 百部根(ビャクブコン: ビャクブ科ビャクブの根)
- (78) 椒目(シュクモク: ミカン科カホクサンショウの種子)
- (79) 芍薬(ボタン科シャクヤクの根)
- (80) 黄檗(キハダ)
- (81) サイシン
- (82) センキュウ
- (83) タイソウ
- (84) 白参(ハクジン(オタネニンジン: 根はチョウセンニンジン))
- (85) キトサン
- (86) オオイタドリ
- (87) クマザサ
- (88) エクロニア・マキシマ(海藻)
- (89) ラフマ
- (90) シトロネラ
- (91) 菖蒲葉(サトイモ科ショウブの葉)
- (92) ポウフウ葉
- (93) ラベンダー

- (94) レッドクローバー
- (95) レンゲ
- (96) 悪茄子
- (97) 楠
- (98) 馬尾松(ばびしょう: 中国産まつの1種)
- (99) 琉球桑
- (100) L-プロリン
- (101) 5-ALA
- (102) アミノレブリン酸
- (103) アルカリ性電解水
- (104) エチル-3-インドールアセテート
- (105) オゾン水
- (106) 石鹼
- (107) 脱酸素水
- (108) タンニン酸
- (109) ペプトン
- (110) ヒポキサンチン
- (111) マロン酸
- (112) マロン酸二ナトリウム
- (113) 脂肪酸グリセリド(デカノイルオクタノイルグリセロール)
- (114) フマル酸二ナトリウム
- (115) リグニンスルホン酸塩
- (116) リンゴ酸二ナトリウム
- (117) イノシン
- (118) インドール酢酸
- (119) カイネチン
- (120) 過炭酸ナトリウム
- (121) カテキン
- (122) カフェイン
- (123) カリ石鹼
- (124) 酢酸カルシウム
- (125) システイン
- (126) 水溶性セルロース
- (127) デカノイルオクタノイルグリセロール
- (128) テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット
- (129) ドデシルベンゼン(アルキルベンゼン)
- (130) トリプトファン
- (131) トレハロース
- (132) フミン酸
- (133) フルボ酸
- (134) プロピオン酸アンモニウム
- (135) ベンジルアデニン
- (136) ポリエチレン
- (137) ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル
- (138) ポリビニルアルコール
- (139) マグネシウム
- (140) カオリン
- (141) ゼオライト

- (142) セピオライト
- (143) アデニン
- (144) ステアリン酸ナトリウム
- (145) オレイン酸
- (146) 石灰石
- (147) 長石
- (148) トリプトン

【区分C】294資材

1. これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材（区分C-①：90資材）

- (1)アオサ
- (2)青ジソ(シソ)
- (3)アオノリ
- (4)アケビ果実
- (5)アルファルファ
- (6)アルファルファペレット
- (7)アロエ
- (8)イネ
- (9)ウイスキー
- (10)オート麦
- (11)オリーブ油
- (12)果糖ぶどう糖液糖
- (13)カヤの実
- (14)寒天
- (15)キャベツ
- (16)牛乳
- (17)きゅうり
- (18)クルミ
- (19)鶏糞
- (20)ケール
- (21)コーラ
- (22)コショウの実
- (23)粉ミルク
- (24)米(強化米、くず米など)
- (25)米糠
- (26)コンブ
- (27)根粒菌
- (28)砂糖(白砂糖、三温糖、黒砂糖等)
- (29)サラダ油(市販品)
- (30)シイタケ
- (31)ショウキョウ
- (32)食塩
- (33)除虫菊粉末
- (34)スモモ果実
- (35)スルメイカ
- (36)ソラマメ果実
- (37)ダイコン
- (38)大豆
- (39)たばこの葉
- (40)トウモロコシ果実
- (41)綿実油
- (42)トマト
- (43)ナシ果実

- (44) ナタネ油
- (45) 納豆
- (46) にがり
- (47) 日本酒
- (48) ニラの葉
- (49) ニンジン
- (50) ネギ
- (51) パイナップル
- (52) 麦芽
- (53) ハクサイ
- (54) バナナ果実
- (55) パパイア
- (56) ブドウ果実
- (57) ブドウ糖
- (58) 放線菌
- (59) ホウレンソウ
- (60) マーガリン
- (61) ヤマイモ根茎
- (62) ヨーグルト
- (63) ヨモギ
- (64) リンゴ果実
- (65) レモン果実
- (66) ワイン
- (67) ワラビ
- (68) 植物生育促進菌類「フォーマ菌」
- (69) 布海苔
- (70) 有機酸カルシウム
- (71) EDTA-4Hのカルシウム塩
- (72) 硫黄
- (73) エチレングリコール
- (74) クレオソート(クレゾール)
- (75) ジベレリン
- (76) 消石灰
- (77) 炭酸カルシウム
- (78) ナフタリン
- (79) 生石灰
- (80) ホウ酸
- (81) ポリリン酸カリウム
- (82) 水
- (83) 硫酸銅
- (84) 塩化ベンザルコニウム
- (85) 塩基性塩化銅
- (86) 灯油
- (87) アミノ酸
- (88) 各種微量元素
- (89) 天照石
- (90) 光明丹

2. 文献等により、毒性を有している可能性がある資材（区分C-②：30資材）

- (1) 椿サポニン
- (2) *Tyophora Asthmatica* の葉
- (3) アセビ
- (4) お茶の実
- (5) キラヤ材(シャボンの木)
- (6) 大豆サポニン
- (7) 茶の実の粕
- (8) ツバキ油
- (9) ツバキ油粕
- (10) ツバキの種子
- (11) ひとで
- (12) ユッカ(リュウゼツラン科)
- (13) スズラン
- (14) アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
- (15) カチオン界面活性剤
- (16) スチレンポリマー
- (17) 乳酸
- (18) ポリアクリルアミド
- (19) メチルアルコール
- (20) 塩化マンガン
- (21) 塩酸
- (22) 尿素
- (23) 無水硫酸銅
- (24) 硫酸第一鉄
- (25) 過酸化カルシウム
- (26) 次亜塩素酸カルシウム(高度サラシ粉)
- (27) ドライアイス
- (28) ポリエチレングリコール
- (29) グアヤコール
- (30) 安定化二酸化塩素

3. 他の法令ですでに規制されている資材（区分C-③：54資材）

- (1) 家畜尿尿
- (2) 堆肥
- (3) パイナップル酵素
- (4) 遺伝子組み換え酵母
- (5) ウサギの尿
- (6) ウサギのフン
- (7) 豚の尿(EM菌で発酵)
- (8) 過酸化水素水(オキシドール)
- (9) 酢酸ボルドー(酢酸銅+生石灰のボルドー液)
- (10) シアナミド
- (11) 水酸化ナトリウム
- (12) アスコルビン酸
- (13) ギ酸カルシウム
- (14) クエン酸-3-カリウム

- (15) グリセリン
- (16) グリセリン 脂肪酸エステル
- (17) 珪砂
- (18) 珪藻土
- (19) コウモリの骨を腐熟させたリン酸カルシウム
- (20) 酒石酸
- (21) シンナムアルデヒド
- (22) 水酸化カリウム
- (23) ソルビット
- (24) ソルビトール
- (25) 二酸化ケイ素(シリカゲル)
- (26) プロピレングリコール
- (27) 硫酸アンモニウム
- (28) 塩化カリウム
- (29) 塩化マグネシウム
- (30) 脂肪酸
- (31) エタノール
- (32) オゾン
- (33) オレイン酸ナトリウム
- (34) クエン酸
- (35) コハク酸ナトリウム
- (36) 次亜塩素酸
- (37) 次亜塩素酸ナトリウム
- (38) ソルビタン 脂肪酸エステル
- (39) 多価アルコール 脂肪酸エステル(シヨ糖ラウリン酸エステル)
- (40) 炭酸水素ナトリウム・銅液剤
- (41) 銅イオン水
- (42) パントテン酸カルシウム
- (43) ヒドロキシプロピルデンブン
- (44) プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル
- (45) 過マンガン酸カリウム
- (46) 銀
- (47) 硫酸マンガン
- (48) フマル酸
- (49) リンゴ酸
- (50) 酢酸
- (51) 第三リン酸ナトリウム
- (52) 1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼン
- (53) ホウ素
- (54) ビタミン B₂

4. 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材(区分C-④:2資材)

- (1) カーボンブラック
- (2) ナイロン不織布

5. 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材(区分C-⑤:118資材)

材)

- (1) CSL (コーンステーパーリカー; トウモロコシの発酵過程でできる物)
- (2) アガリクス
- (3) 油粕
- (4) いね科植物
- (5) エビ類
- (6) 貝化石
- (7) 海草
- (8) カゼイン
- (9) カニ類
- (10) 柑橘類 (オレンジ・グレープフルーツ)
- (11) ギンチャー
- (12) 魚
- (13) 魚粉
- (14) 鶏骨
- (15) 小魚
- (16) コトニー
- (17) 酒粕
- (18) 山野草
- (19) ジークン
- (20) 竹
- (21) トマト果実及び葉茎等の残さ
- (22) 灰 (かまどの灰)
- (23) 灰 (原材料: 野菜の残さ)
- (24) 灰 (原材料: 野草)
- (25) ヒノキ及びスギの樹皮、茎あるいは枝葉の破砕及び粉碎剤
- (26) マツ
- (27) 松の根
- (28) 黄作高
- (29) 活性炭 (原材料: 天然ゴム)
- (30) 光合成細菌
- (31) 酵母菌
- (32) 雑穀
- (33) 山鶏根
- (34) 山枝子
- (35) 小溝樹
- (36) 植物油脂
- (37) 青草 (雑草やわき芽、ハーブなど)
- (38) 淡水藻類
- (39) 竹林菌
- (40) 豆粕 (マメカス)
- (41) 南天星
- (42) 醗酵モロミ残渣液
- (43) 微生物培養エキス
- (44) カツオの魚体
- (45) 活性炭 (原材料: 木材)
- (46) 食用きのこ菌

- (47) その他の糖質(フルクトース、マルトース、ソルブルスターチ、デキストリン)
- (48) 多糖類
- (49) 天然ハーブ精油(食用以外のもの)
- (50) ハナズボミ
- (51) ふすま
- (52) 風呂の残り湯
- (53) ミント類
- (54) 魚煮出し分解濃縮液
- (55) 酵母エキス
- (56) 20 数種の岩石
- (57) アルカリ性ビルダー
- (58) 安定剤
- (59) オーシャンナーゼ
- (60) 海洋深層水から作られた塩
- (61) 海洋堆積岩
- (62) 各種ビタミン
- (63) 各地から採取した土
- (64) 過酸化脂質
- (65) キレート亜鉛
- (66) キレート鉄
- (67) 酵素
- (68) 鉱物質粉体
- (69) 高分子ポリマー
- (70) コーゲンターゼ
- (71) 糖アルコール
- (72) 食品添加物
- (73) スモーク油乳化剤
- (74) 総合酵素
- (75) その他微量元素
- (76) 炭素酸(コークス、無煙炭)
- (77) 直鎖アルキルベンゼン系
- (78) 天然ワックス
- (79) 粘土
- (80) ピーモア(りん鉱石)
- (81) ビタミン類
- (82) ヒューミックアシズ
- (83) プラスチック
- (84) 分散/展着剤(5%)
- (85) 保存剤
- (86) ミネラル
- (87) やし油脂肪酸
- (88) ライフグリーン(天然石)
- (89) 界面活性剤
- (90) 鉱滓粉末
- (91) 香料
- (92) 高級アルコール系界面活性剤
- (93) 植物性界面活性剤
- (94) 食品用界面活性剤

- (95) 洗濯の廃液
- (96) 総合アミノ酸
- (97) 炭酸塩有機酸
- (98) 天然乳化剤及び乳化剤
- (99) 廃油
- (100) 非イオン性乳化剤
- (101) 微量要素肥料
- (102) 防腐剤
- (103) 有機酸
- (104) 有機溶剤
- (105) タンパク質分解酵素
- (106) 海水
- (107) 核酸関連物質
- (108) カンフル液
- (109) ケイ素を含む鉱石
- (110) 脱酸素剤
- (111) 中性洗剤(ママレモン)
- (112) 波動水
- (113) ビターゼ
- (114) 有機ゲルマニウム
- (115) パラフィン、パラフィンワックス、ワックス
- (116) セラミック水
- (117) 電子エネルギー水
- (118) 粘着剤

特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている 資材の取扱い(案)に関する意見・情報の募集について

※農水省と同時配布

平成19年12月17日（月）
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室
室長 大友 哲也(6640)
室長補佐 小出 純 (6641)
担 当 岡田 佳寿美(6644)

特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている資材の取扱い(案)について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成19年12月17日（月）から平成20年1月18日（金）まで、意見募集(パブリックコメント)を行います。御意見のある方は御意見募集要項に沿って御提出下さい。

1. 経緯

農薬取締法第2条第1項に規定する「特定農薬(特定防除資材)」は、無登録農薬の製造・使用が先の農薬取締法の改正により禁止されたことに伴い、農家段階で製造される安全な資材等まで登録を要するとの過剰規制を避けるため、農林水産大臣と環境大臣が安全性が明らかなものを特定農薬として指定し、農薬登録を必要としない仕組みとして創設されたものです。

平成19年10月30日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会及び農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会第8回合同会合^(注1)において、これまでに情報提供がされていた特定防除資材の保留資材^(注2)について、今後の取扱いが審議されました。これを受け、環境省及び農林水産省では、別添の通り「特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている資材の取扱い(案)」をとりまとめました。

(注1) 合同会合の議事要旨及び資料については環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/council/10dojo/y104-07b.html>) から閲覧できます。

(注2) 特定防除資材の検討に当たって、平成14年に特定防除資材の候補となる資材として情報提供のあった資材のうち、薬効及び安全性の情報が不十分であるため、評価が保留されている資材

2. 意見募集（パブリックコメント）について

この案について御意見のある方は、「御意見募集要項」に沿って御提出下さい。今後、本案については、皆様からいただいた御意見・情報を考慮した上で、決定させていただきます。

この意見募集は、農林水産省においても、同時に実施されております。いただいた御意見は、両省で考慮されることとなりますので、同じ御意見を両省に提出いただく必要はありません。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

3. 提出方法

[意見募集要項]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送：下記[意見募集要項]の様式に従って提出してください。
- (2) ファクシミリ：下記[意見募集要項]の様式に従って提出してください。
- (3) 電子メール：下記[意見募集要項]の項目に従い、メール本文に記載して、テキスト形式で送付してください。(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。)

※お電話での御意見はお受けすることができませんので、あらかじめ御了承下さい

4. 意見提出先

- 郵送の場合
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室あて
- ファクシミリの場合 Fax:03-3501-2717
- 電子メールの場合
電子メールアドレス：mizu-noyaku@env.go.jp

5. 資料の入手方法

- インターネットによる閲覧
環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)
- 環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室において資料配布
場所：東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階2305室
- 郵送による送付
郵送を希望される方は、120円切手を添付した返信用封筒(A4版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を必ず明記。)を同封の上、上記「4. 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

6. 注意事項

- 御意見は、日本語で御提出ください。
- 電話での御意見の提出は御遠慮願います。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- 頂いた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください)。

添付資料

御意見募集要項

別添 特定防除資材(特定農薬)としての指定が保留されている資材の取扱い(案)

特定防除資材（特定農薬）として指定された天敵に関する特区申請に係る対応について

1 これまでの経緯

(1) これまで、使用場所と同一の都道府県内で採取した土着天敵そのものは特定農薬であるが、他の都道府県への流出を避けるため、増殖した天敵は特定農薬には該当しないとして指導してきたところである。

(2) しかしながら、本年6月に行われた「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」において、特区として県内で採取され増殖されたものを同一県内で使用する場合、特定農薬として認めるよう要望が高知大学から提案された。（別紙1）

このため、内容を検討した結果、「特区に限らず、増殖方法や配布・使用計画などを調査し、土着天敵が当該都道府県外等で配布・使用されないことが確認されれば、増殖した土着天敵の配布・使用を認める。」旨の回答をしたところである。

(3) したがって、土着天敵の増殖、利用を認めるにあたって、増殖させた天敵が当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保する要件を検討し、その旨を関係者に通知することとする。

2 全国の実態調査

(1) 調査方法

増殖した土着天敵の配布・使用を認めるにあたり、特区申請者以外の実態を把握する必要があることから、文献調査又は都道府県を対象に土着天敵の増殖に関する研究等の実態調査を行った。（別紙2）

(2) 調査結果

調査結果は以下のとおり（47都道府県から回答）。

① 土着天敵の増殖に関する情報 5県

② 土着天敵の種類

- ・アカメガシワクダアザミウマ（鹿児島県）
- ・オオメカメムシ、ヒメオオカメムシ（千葉県）
- ・カブリダニ科（鹿児島県、千葉県、宮崎県）
- ・クロヒョウタンカスミガメ等（高知県）

- ・ハナカメムシ科（鹿児島県）
- ・ハレヤヒメテントウ（静岡県）
- ・ベダリアテントウムシ（静岡県）

3. 土着天敵の増殖を認める際の条件（案）

- (1) 増殖した土着天敵を譲渡する者は、都道府県に届け出ること。
- (2) 届け出を受けた都道府県は、増殖した土着天敵を譲渡する者及び譲渡先について指導・監視すること。
- (3) 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡先の所在地が県内であることを確認するとともに、他県において使用しないこと及び他者に再譲渡しないことを確認すること。
- (4) 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡先の使用場所及び増殖の規模を考慮した上で土着天敵を配布し、土着天敵の譲渡先及びその量を記録すること。
- (5) 土着天敵を増殖する者は、その旨を記録すること。

（参考）特定防除資材（特定農薬）として指定された天敵（土着天敵）

○農林水産省、環境省告示第一号（平成十五年三月四日）抄

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。

一 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であつて、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）にあつては、当該離島内）で採取されたもの

土着天敵の増殖等に係る調査 記入様式

下記表に、土着天敵の増殖に係る構想や調査研究(計画を含む。)を可能な範囲で記入するとともに、備考欄に関連する文献や報告等について記載し、別添として文献等を添付して下さい。

都道府県

所属

担当者

連絡先 TEL

FAX

E-mail

	記入項目	記入欄	備考(文献等)
1	天敵の名称		
2	増殖方法及び増殖の規模		
3	用途・対象病害虫		
4	天敵の流通及び配布方法		
5	使用方法・使用量		
6	増殖に係る事業主体及び都道府県の関与		
7	使用見込み		
8	安全であることを示す情報		
9	土着天敵に関するご意見		

記入上の注意

わかる範囲で記入してください。(すべての項目を記入する必要はありません。)

- 1 天敵の名称: 生物学的種名を記入してください。
- 2 増殖方法及び増殖の規模: 天敵をどのように増殖するかを記入してください。
- 3 用途・対象病害虫: どのような病害虫に対しどのような効果があるかを記入してください。
- 4 天敵の流通及び配布方法: 天敵が採取された都道府県以外に流通しないことが確認できる措置を記入してください。
- 5 使用方法・使用量: 具体的な使用方法、単位面積当たりの使用量を記入してください。
- 6 増殖に係る事業主体及び都道府県の関与: 事業主体及び都道府県が関与している場合、その状況を記入してください。
- 7 使用見込み: 使用農家数、使用面積等の見込みがあれば分かる範囲で記入してください。
- 8 安全であることを示す情報: 農作物に付着して人に摂取された場合でも安全であり、かつ環境に対して安全であることを示す情報があれば記入して下さい。